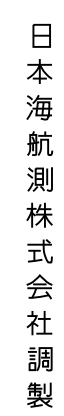


1:2,500
120 (VII-JC 31-4)



1:2,500

「この成果は、石川県が作成した測量成果を、石川県知事の承認を得て使用し作成したものである。承認番号森管第1330号（令和5年度）」

著作権所有兼発行者 加賀市
許可なく複製を禁ずる

120
(VII-JC 31-4)

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第VII座標系
(平面直角座標値は世界測地系による)
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル